

ラテン・アメリカ政経学会理事選挙実施要綱

(1980年11月8日制定)

(2011年11月13日改正)

(2023年11月26日改正)

1. 理事の総数は10名程度とする。理事は以下の各号に基づき選任することとする。
 - (1) 会員の選挙により最も得票の多かった6名を選任する。ただし、下位同点の場合は、その全員を当選とし、理事に選任する。
 - (2) 会員総会は選挙により選任された理事の推薦にもとづき会員の中から約4名の理事を選任する。推薦と選任において理事選挙の結果を勘案する必要はないものとする。
2. 理事の選挙を行うため選挙毎に若干名の委員をもって構成する選挙管理委員会を設ける。その委員は理事会の推薦にもとづき会員総会においてこれを選任する。
3. 選挙権者および被選挙権者は、本学会の会員（ただし、選挙実施年の前年度末現在において会費完納の者）とする。連続二期理事を務めたものは、次の期の被選挙権を失う。
4. 選挙は郵便またはオンラインによる投票によって行う。
5. 投票は無記名とし、5名連記として行う。
6. 投票の時期は、役員改選年次の会員総会予定日前の適当な時期とする。
7. 2024年度からこの選任方法を実施する。